

加古川市住宅改造費助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、兵庫県が定める人生いきいき住宅助成事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、高齢者及び障がい者（以下「高齢者等」という。）をはじめ、すべての市民が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、高齢者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費（県実施要綱第5条第1項第1号に規定する住宅改造型に該当することにより同要綱の規定に基づく助成を受けるものに限る。）を助成することにより、高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「改造」とは現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。以下同じ。）の変更を伴わない新たな部品の取り付け、設備の更新などをいう。

2 この要綱において、「耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断
- (3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017年版）による耐震診断
- (4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断
- (5) 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断
- (6) 前5号に掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (7) 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」による耐震診断

(対象世帯等)

第3条 助成の対象となる世帯は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。ただし、別表に定める世帯階層区分に該当しない世帯は、これを対象世帯から除くものとする。

- (1) 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者（当該認定申請を行った者で知事が認める者を含む。）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者（当該手帳の交付申請を行った者で知事が認める者を含む。）
- (3) 療育手帳の交付を受けた者（当該手帳の交付申請を行った者で知事が認める者を含む。）

2 この要綱において「生計中心者」とは、対象者若しくは対象者と同居している者又は対象者と生計を一にする者のうち、最も所得金額の大きい者と市長が認定した者をいう。

(対象経費等)

第4条 前条第1項各号のいずれかに該当する者で、生涯にわたり自宅での生活を希望する者が属する世帯が、その身体状況に応じた既存住宅の改造を行う場合、助成の対象となる経費は、

住まいの改良相談員(加古川市住まいの改良相談員設置及び運営要領(平成18年4月1日施行)に規定する住まいの改良相談員をいう。)等が現地確認の上、住宅改造の必要性・緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造に要する経費で次の各号に掲げる世帯に応じ、当該各号に定める費用を含むものとする。

ア 前条第1項第1号に該当する者が属する世帯 介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費

イ 前条第1項第2号に該当する者が属する世帯 加古川市日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる経費

2 前項の規定は、集合住宅については、原則として専用部分の住宅改造に限り適用するものとし、賃貸住宅については、家主の許可及び承認を得ていることを条件に改造する場合に限り適用するものとする。

3 次の(i)～(v)の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。

(i) 昭和56年5月以前に着工された住宅

(ii) 次に掲げる工法に該当しない住宅

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

(iii) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(iv) 過去に耐震診断を受けていない住宅

(v) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

(助成額)

第5条 市長は、1世帯につき、改造に要した前条第1項の規定により算出した助成対象経費の額と100万円を比較して少ない方の額から、次の各号に定める額を控除した額に、別表に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額を助成するものとする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費支給限度額。

(2) 第3条第1項第2号に該当する者が属する世帯で、加古川市日常生活用具給付事業の住宅改修費の支給対象となる世帯では、当該住宅改修費支給限度額。

2 前項の規定にかかわらず、前項において控除すべき金額がなく、別表1に定める助成率が3分の3の世帯階層区分に属する世帯にあつては、助成対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。

3 前2項において、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 住宅改造費の助成を受けようとする場合、原則として対象世帯の生計中心者又は住宅所有者が、住宅改造費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に、市長に提出するものとする。

(1) 工事費見積書

(2) 工事前後の図面及び工事前の写真

(3) 生計中心者の前年分(申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、前々年分)の市県民税所得課税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 特に市長が認めた場合は、前項各号に掲げる書類の一部を省略又は他の書類に代えることができるものとする。

(決 定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で助成の可否及び助成金額を決定するとともに、住宅改造費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(完了届)

第8条 前条の規定による住宅改造費の助成の決定を受けた者（以下「助成決定を受けた者」という。）は、当該住宅の対象改造箇所の工事に着手し、工事完了後、速やかに住宅改造費助成事業工事完了届（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、完了の確認を受けなければならない。

(1) 工事後の写真

(2) 工事費請求書（施工業者の作成したもの）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更決定)

第9条 市長は、助成決定を受けた者につき、助成対象経費の額に変更が生じたときは、当該変更後の対象改造工事に要した費用の額を基に第5条の規定により助成金額の再算出を行うものとする。

2 前項の再算出により、第7条により通知した助成金額に変更が生じるときは、市長は、助成決定内容を変更し、住宅改造費助成変更決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成決定を受けた者が、第8条の工事完了確認を受けた後、住宅改造費助成事業助成金請求書（様式第5号）により、市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成決定の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅改造費の助成決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。

(2) 助成決定を受けた者が、決定を受けた対象改造箇所の工事の全部を実施しないとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したもの。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(介護保険制度等の優先使用等)

第13条 第3条第1項第1号の対象となる世帯にあっては、介護保険制度の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、福祉用具等の活用を図り、介護支援専門員や関係機関と連携のうえ、一体的に行うものとする。ただし、対象者に介護保険制度の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

2 第3条第1項第2号の対象となる世帯で、加古川市日常生活用具給付事業の住宅改修費の対象となる者を含む世帯にあっては、当該住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、一体的に行うものとする。ただし、対象者に加古川市日常生活用具給付事業の住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に基づき助成を受けた世帯は、再度この要綱に基づき助成を受けることはでき

ない。また、他の助成事業と重ねてこの要綱に基づく助成を受ける場合も、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、その状況に合わせた改造を市長が必要と認める場合は、再度この要綱に基づく助成を受けることができる。

(1) 身体機能の低下等により、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合。

(2) 当該事業の助成を受けた世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合。

(3) 著しく要介護状態が重くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合。

(補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、兵庫県が実施する「人生いきいき住宅助成事業実施要綱」又は「人生いきいき住宅助成事業補助金交付要綱」が廃止されたとき、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表3の規定は、平成20年7月1日以後に申請した者について適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

世 帯 階 層 区 分	助成率
1 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	3 / 3
2 生計中心者が当該年度分市民税非課税の世帯	2 / 3
3 生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税均等割のみ課税の世帯	2 / 3
4 生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3
5 生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が70千円以下の世帯	1 / 2
6 生計中心者の前年分所得税額が70千円を超える世帯	1 / 3

備考

- 5 の項及び 6 の項にあつては、生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が 8,000 千円を超える者及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が 6,000 千円を超える者を除く。
- 「給与収入金額」とは、住民税納税通知書等の支払給与の総額（税込み年収）をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。
- 「所得税額」とは所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

（1）所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- 4 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分所得税」とあるのは「前々年分所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「当該年度分市町村民税」とあるのは「前年度分市町村民税」とする。